

ごみの削減のため、買物にはマイバッグを持参しましょう

保存樹林地等奨励金制度をご利用ください

市では、緑化推進の一環として、市民が樹林地および樹木、生垣を設置し、今後規定された年数以上にわたって維持管理を行うことが確約される場合に、奨励

金を交付します。【対象】①面的なつながりが700㎡以上ある樹林地を設置(所有)する者

②樹高が10m以上あり、かつ地上高1.5m部分の幹周が1m以上ある樹木を設置(所有)する者

③道路に接する部分の幹周が1m以上あり、かつ延長が5m以上ある生垣を設置(所有)する者

▼新規で生垣を設置される方には設置費用を補助しています

新築や建て替え等に生垣の設置やブロック塀などから生垣への作り替えを

減免世帯への指定収集袋の交付について

令和2年度のごみの指定収集袋を、減免対象者に一定枚数交付します。該当する場合は申請してください。

【交付日時】令和2年4月1日～令和3年3月31日の月～金曜日午前8時30分～午後5時15分

※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。また水曜日の午後5時15分以降および土曜日は交付できませんので、ご注意ください。

【交付場所】市役所第二棟2階環境課ごみ対策係 ※4月中は混雑状況により市役所1階北側玄関前(郵便局側入口)に臨時窓口を開設します。

【減免対象】

- ①生活保護受給者
②児童扶養手当受給者(児童手当ではありません。)
③特別児童扶養手当受給者
④遺族基礎年金受給者(条件有り※環境課ごみ対策係にご確認ください。)
⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税の方
⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税の方
⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税の方
⑧市長が特別の理由があると認めた場合

【交付人数】

- <①の方> 本人および証明書に記載されている人数分
<②の方> 該当の子(18歳到達年度の末日[3月31日])

までの子)と親 <③の方> 該当の子(20歳未満の子)と親 <④の方> 該当の配偶者と子 <⑤⑥⑦の方> 該当の本人と同一世帯の親、または配偶者 ※親と配偶者がともに同一世帯の場合は、配偶者を優先

【交付枚数】 <1人> 可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚 <2人> 可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚 <3人以上> 1人増えるごとに2人分枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。 ※年度途中で申請した場合は、月割りで交付します。

【申請に必要なもの】

- ・各種証明書、証書等…①生活保護法適用証明書
②児童扶養手当証書
③特別児童扶養手当証書
④遺族基礎年金証書(環境課ごみ対策係にご確認ください。)
⑤身体障害者手帳
⑥愛の手帳
⑦精神障害者保健福祉手帳
・<①～⑧共通> 印鑑

※⑤⑥⑦については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。また交付された指定収集袋を持ち帰るための袋等は、各自ご用意ください。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

検討している方は、着手前にお気軽にお問い合わせください。

【対象】公道等に接する部分の新規で5m以上の生垣を設置(所有)する者

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

西多摩衛生組合からのお知らせ

▼生ごみの循環を活用してじゃがいもを収穫しよう

家庭から出る生ごみを堆肥化し、作物を育てます。収穫したじゃがいもは、生ごみの持込量に応じてお持ち帰りいただけます。 ※生ごみは容器・袋などに入れてお持ちください。

①生ごみ持込期間 【期間】3月2日(月)～4月30日(木)午前10時～正午(土・日・祝日を除く)

【場所】環境センター管理棟受付

②植え付け日 【日時】3月14日(土)午前10時～(90分程度) ※雨天翌日

③収穫日 【日時】7月4日(土)午前10時～(90分程度) ※雨天翌日

④共通 【場所】環境センター管理棟前

【対象】福生市・青梅市・羽村市・瑞穂町在住の方

【定員】先着20組

【申込み】3月2日(月)～13日(金)の間に、電話で計画管理課計画調整係 ☎ 554・2409(土・日を除く)

午前9時～午後5時)へ。 ※詳細は公式サイトをご覧ください。

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

▼脱プラスチック展 大きな問題となっている「海洋プラスチックごみ」を自分たちの問題と捉え、どうしたらプラスチックごみを減らしていけるのかを一緒に考えましょう。

【期間】3月10日(火)～22日(日)

【主催】羽村市消費者展運営委員会

▼教室案内 ①フラダンス教室：毎週水曜日午後1時～2時

②ヨガ教室：毎週木曜日午後1時30分～2時30分

【参加費(1回)】①②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方は800円、その他の地域に在住の方は1,100円 ※参加費は、教室と入浴のセット料金です。回数券、サービス券などは利用できません。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 042・570・2626

市では木造の個人住宅の耐震化を支援しています

【内容】①簡易耐震診断(無料) ②耐震診断費用の一部助成(昭和56年以前に建築された木造二階建て以下の住宅の耐震診断に対して助成) ③耐震改修費用の一部助成

【問合せ】①施設公園課建築グループ ☎ 551・1972、

空き家を除却する場合に、費用の一部を助成します

空き家住宅を除却する所有者に、除却費用の一部を助成します。

【空き家住宅の主な要件】

- ①昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
②居住の用に供さない状態でおおむね1年以上経過していること

【助成金額】除却費用(消費税抜き)の2分の1の相当額

【上限額】戸建て住宅30万円/戸、共同住宅100万円/棟

【注意事項】助成には市への事前相談が必要です。申請前に必ずご相談ください。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

台風第19号の被害に伴う福生南公園および多摩川中央公園における施設の状況について

令和元年10月12日から13日にかけての台風第19号通過に伴い、福生南公園の全部および多摩川中央公園の一部の施設については、広範囲で甚大な被害を受けたため、現在も利用を休止しています。

令和2年3月現在、今後の対応については、次のとおりです。

〈福生南公園〉 令和2年3月から復旧工事を行い、11月ごろからの利用再開を見込んでいます。

〈多摩川中央公園〉 令和2年3月から復旧工事を行い、6月ごろからの利用再開を見込んでいます。 ※げんき広場、おまつり広場、なかよし広場およびバーベキュー場は開放しています。

工事期間中は危険防止のため当該施設周辺には、工

4月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

自分自身の生き方、家族や職場の人間関係、配偶者や恋人からの暴力など、女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談をお受けします。

【日時・場所】 福生市 8日(水)・22日(水)午前9時～午後1時・市役所1階秘書広報課広報広聴係内第1相談室

【申込み】 福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申込みが可能です。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529、羽村市市民相談係 ☎ 555・1111(内線541)へ。